

## 水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成 22 年 3 月 26 日  
21 水 港 第 2597 号  
水 産 庁 長 官 通 知  
〔 最 終 改 正 〕  
〔 令 和 3 年 3 月 26 日 〕  
2 水 港 第 2280 号

### 第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

### 第2 共通事項

#### 1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、実施要領第3の2の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第2号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

#### 2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

#### 3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第21の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

#### 4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

### 第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

### 3-1-(3) 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業

#### (1) 事業の目的

個々の加工業者だけでは解決困難な課題に対応するため、産地の水産加工業の中核的人材育成に必要な専門家の派遣、研修会開催等を支援する。また、関係機関（地方公共団体や、商工会議所等をいう。以下同じ。）や異業種（水産加工業以外の業種に属する者をいう。以下同じ。）と連携して課題解決に取り組むための計画の作成のほか、計画を実行するための取組について支援し、産地水産加工業の課題解決を図る。

#### (2) 事業実施主体

この事業の実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者とし、全国を対象に（3）の全ての事業を一体的に実施及び調整するものとする。

#### (3) 事業の内容

##### ア 中核的人材育成支援事業

##### (ア) 若手経営者レベルアップ支援

##### a 説明会の開催

d及びイに関する説明会を、全国で開催する。

##### b 審査・調査等

(a) 事業実施主体は、（4）のアで作成し、水産庁長官の承認を得た助成要領に基づいて、産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうちdの（a）で規定する産地水産加工業活性化推進検討会募集要領（以下「産地水産加工業活性化推進検討会募集要領」という。）を定め、Webサイトへの掲載等によりdを実施しようとする者を募集するものとする。

(b) dを実施しようとする者は、産地水産加工業活性化推進検討会募集要領に基づく課題提案書（以下「産地水産加工業活性化推進検討会課題提案書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(c) 事業実施主体は、dを実施しようとする者の審査については、学識経験者、専門家等（水産加工食品、経営学、水産流通・輸出団体経験者等）からなる審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、提出された産地水産加工業活性化推進検討会課題提案書について審査を行う。

(d) 事業実施主体は、審査委員会の審査結果を、別記様式第1号により水産庁長官に報告し、その承認を得た上で、選定の可否を課題提案者に通知するものとする。

(e) 事業実施主体は、（d）で採択された者について事例分析や評価、事例集の作成等を行いWebサイトへの掲載等により、事業の成果を普及する。

##### c 水産加工業者の共通課題の抽出

全国の水産加工業者が共通して直面する経営に係る主要な課題について、データ分析により抽出し、抽出した課題やそれぞれの原因等の因果関係について分析する。

##### d 産地水産加工業活性化推進検討会

##### (a) 事業の内容

事業実施主体が、産地の水産加工業者の若手経営者等がチームを組み、レベルアップに向けた研修の場づくりと、これを通じた水産加工業者の中核的な人材の育成、課題解決のために必要な知識やスキルを習得するための取組（以下「産地水産加工業活性化推進検討会」という。）に対し、助成金を交付するものとする。

##### (b) 産地水産加工業活性化推進検討会の要件、その支援等

##### i 産地水産加工業活性化推進検討会の要件

産地水産加工業活性化検討会は、以下の（i）から（iii）の要件を全て満たすものとする。

（i）産地水産加工業活性化検討会は、水産加工業者の若手経営者が4者以上参加すること。

（ただし、参加する水産加工業者の100%同一の資本に属する子会社、関係会社（参加する水産加工業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに参加する水産加工業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下同じ。）及び同一の水産加工業者からの参加は1者と計上する。）

（ii）産地水産加工業活性化推進検討会に参加する若手経営者は、原則50歳以下であること。

（iii）産地水産加工業活性化推進検討会は、主たる事務所を所有する代表者を定めること。

##### ii 助成対象経費及び助成率

以下のうち、産地水産加工業活性化推進検討会に必要と認められる範囲の経費を助成対象とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。

（i）賃金

（ii）謝金

（iii）旅費

- (iv) (i) から (iii) のほか、産地水産加工業活性化推進検討会のために水産庁長官が必要と認めた経費

#### イ 産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業

##### (ア) 産地水産加工業イノベーションプランの作成・実行

###### a 事業の内容

事業実施主体が、個々の水産加工業者だけでは解決が困難な課題を解決するため、関係機関（行政、商工会議所）や異業種（研究機関等）と連携して、事業の協業化等を行うことで生産性を向上させる計画（以下「産地水産加工業イノベーションプラン」という。）を作成・実行する取組（以下「プラン協議会」という。）に対し、助成金を交付するものとする。

###### b プラン協議会の要件

###### (a) プラン協議会の要件

プラン協議会は、以下の i から iii の要件を全て満たすものとする。

- i プラン協議会は、水産加工業者が4者以上参加すること。（ただし、参加する水産加工業者の100%同一の資本に属する子会社、関係会社の参加は1者と計上する。）
- ii プラン協議会は、関係機関及び異業種がそれぞれ1者以上参加していること。
- iii プラン協議会は、主たる事務所を持つ代表者の定めがあること。

###### c プラン協議会に対する支援

###### (a) 関係機関や異業種が連携した協議会の運営

###### i 助成対象経費及び助成率

以下のうち、プラン協議会の運営事務費として必要と認められる経費について、定額の助成金を交付するものとする。

- (i) 賃金
- (ii) 謝金
- (iii) 旅費
- (iv) 備品費
- (v) 消耗品費
- (vi) (i) から (v) のほか、水産庁長官が産地水産加工業イノベーションプランを作成・実行するための協議会の運営費として必要と認められた経費

###### (b) 産地水産加工業イノベーションプランの実行のための取組

###### i 助成対象経費及び助成率

以下のうち、産地水産加工業イノベーションプランを実行するために必要と認められる経費について、1/2を上限として助成金を交付するものとする。

- (i) 市場調査、プロモーションのための旅費（国内旅費及び外国旅費）
- (ii) コンサルティング等による委託費
- (iii) 商談会等出展経費
- (iv) 新商品成分分析費
- (v) 冷凍・冷蔵施設等の施設借料
- (vi) 共同在庫管理等のための電子システムの賃借料
- (vii) 産地情報発信のためのWebサイト構築費
- (viii) 省力化、新商品開発等のための機器の賃借料
- (ix) パッケージデザイン費・包装資材費
- (x) 役務費
- (xi) 消耗品費
- (xii) (i) から (xi) のほか、水産庁長官が産地水産加工業イノベーションプランを実行するために必要と認められた経費

##### (イ) 審査・調査等

a 事業実施主体は、(4) のアで作成し、水産庁長官の承認を得た助成要領に基づいて、産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうち産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業募集要領（以下「産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業募集要領」という。）を定め、Webサイトへの掲載等によりイの（ア）のbの（a）又はイの（ア）のbの（b）を実施しようとする者を募集するものとする。

b イの（ア）のaの（a）又はイの（ア）のaの（b）を実施しようとする者は、産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業募集要領に基づく課題提案書（以下「産地水産加工業イノベーションプラン課題提案書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

c イの（ア）のaの（b）を実施しようとする者は、産地水産加工業イノベーションプランを作成し、産地水産加工業イノベーションプラン課題提案書とあわせて事業実施主体に提出する。

d 事業実施主体は、イの（ア）のaの（a）又はイの（ア）のaの（b）を実施しようとする者の審査については、学識経験者、専門家等（水産加工食品、経営学、水産流通・輸出団体経験者等）からなる審査委員会（以下「プラン審査会」という。）を設置して、提出された産地水産加

工業イノベーションプラン課題提案書及び産地水産加工業イノベーションプランについて審査を行う。

- e 事業実施主体は、プラン審査会の審査結果を、別記様式第2号により水産庁長官に報告し、その承認を得た上で、選定の可否を課題提案者に通知するものとする。
- f 事業実施主体は、プラン審査会の結果に基づき、生産性向上が顕著に認められる産地水産加工業イノベーションプランについて、別記様式第3号により水産庁長官に推薦し、その認定を得た上で、課題提案者に通知するものとする。
- g 事業実施主体は、dで採択された者について事例分析や評価、事例集の作成等を行いWebサイトへの掲載等により、事業の成果を普及する。

#### (4) 助成金交付手続

##### ア 助成金交付手続

- (ア) 事業実施主体は、事業の交付決定通知を受領後速やかに産地水産加工業イノベーションプラン支援事業助成要領（以下「助成要領」という。）を作成し、別記様式第4号により水産庁長官の承認を得るものとする。
- (イ) (3)のアの(ア)のbの(d)又は(3)のイの(イ)のeで事業実施者として承認、選定された課題提案者は、(3)のアの(ア)のbの(d)又は(3)のイの(イ)のeの通知を受領後速やかに助成要領に基づく計画承認申請書（以下「計画書」という。）を事業実施主体へ提出し、その承認を得るものとする。また、これを変更するときも同様とする。
- (ウ) 事業実施主体から計画書の承認を受けた課題提案者は、速やかに事業実施主体へ助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、適当と認める場合には、助成金の交付決定通知を行うものとする。

##### (エ) 助成金の概算払

(3)のアの(ア)のd又は(3)のイの(ア)の実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、助成要領に定める様式により事業実施主体に対して概算払請求を行い、事業実施主体は、適当と認める場合には、助成金を概算払することができるものとする。

##### (オ) 事業の実績報告及び助成金の精算払

- a (3)のアの(ア)のd又は(3)のイの(ア)の実施者は、事業完了後遅滞なく、助成要領に定める様式により実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、助成要領に定める精算払請求書により、助成金の交付を申請するものとする。
- b 事業実施主体は、実績報告書の内容を審査し、適正と認められた場合には、助成金の額を確定し、(3)のアの(ア)のd又は(3)のイの(ア)の実施者に対して助成金を支払うものとする。

##### イ 助成期間

助成期間は、事業実施主体から交付決定を受けた当該年度の3月31日までとする。

(3-1-(3) 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業)

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住所  
事業実施主体  
事業実施主体の長

産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうち中核的人材育成支援事業助成金交付候補者の選定について

産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうち中核的人材育成支援事業について、審査委員会の審査結果を踏まえ、下記の者を助成金交付候補者として選定することとしたいので、水産関係民間団体補助金実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-1-(3)の(3)の(ア)の(ア)のbの(d)の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 助成金交付候補者の概要

助成金交付候補者	取組の概要	助成金交付予定額
		千円
		千円
計 者		合計 千円

2. 添付書類

(注) 審査委員会の審査結果報告書、交付候補者から提出された産地水産加工業活性化推進検討会課題提案書の写しを添付すること。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住所  
事業実施主体  
事業実施主体の長

産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうち産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業助成金交付候補者の選定について

産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうち産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業について、プラン審査会の審査結果を踏まえ、下記の者を助成金交付候補者として選定することとしたいので、水産関係民間団体補助金実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-1-(3)の(3)のイの(イ)のeの規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 助成金交付候補者の概要

(1) 関係機関や異業種と連携した協議会の運営

助成金交付候補者	取組の概要	助成金交付予定額
		千円
		千円
計 者		合計 千円

(2) 産地水産加工業イノベーションプランの実行のための取組

助成金交付候補者	取組の概要	助成金交付予定額
		千円
		千円
計 者		合計 千円

2. 添付書類

(注) 審査委員会の審査結果報告書、交付候補者から提出された産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業課題提案書の写しを添付すること。

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住所  
事業実施主体  
事業実施主体の長

産地水産加工業イノベーションプランの推薦について

産地水産加工業イノベーションプラン支援事業のうち産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業について、プラン審査会の審査結果を踏まえ、下記の産地水産加工業イノベーションプランは生産性向上が顕著に期待されるので、水産関係民間団体補助金実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-1-(3)の(3)のイの(イ)のfの規定に基づき、推薦する。

記

1. 推薦する産地水産加工業イノベーションプランの概要

産地水産加工業イノベーションプランに参加する水産加工業者	取組地域	主な水産加工品・水産加工業種	産地水産加工業イノベーションプランに参加する関係機関	産地水産加工業イノベーションプランに参加する異業種	取組の概要

2. 添付書類

(注) 1. 産地水産加工業イノベーションプランの写しを添付すること。

2. 産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業募集要領に定める産地水産加工業イノベーションプランの添付資料の写しを添付すること。

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住所  
事業実施主体  
事業実施主体の長

産地水産加工業イノベーションプラン支援事業助成要領（変更）承認申請書

産地産地水産加工業イノベーションプラン支援事業に係る助成要領を別添の通り作成したので、水産関係民間団体補助金実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 3-1-(3) の（4）ア（ア）の規定に基づき、承認を申請する。

- （注） 1. 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業助成要領（案）を添付すること。  
2. 変更承認申請の場合は、本文の「別添の通り作成したので、」を「別添の通り変更したいので、」と書き換え、新旧対照表を添付すること。